

《議題》

福祉バスの運行について

1 提案要旨

令和元年度の福祉バス運行業務は、異なる事業者が請け負うことによるサービス水準、利用状況及び利用者意識の変化などを見極めることを目的として、道路運送法第21条第2項に基づく、乗合旅客の運送の許可で実証実験を行ってきたものである。

実証実験を実施した結果、昨年度同等のサービス水準、利用者数を維持することができたことを踏まえ、令和2年度から本格運行を行うため、道路運送法第4条許可の申請を行うものとする。

また、併せて利用者の利便性を図り、福祉バスの利用促進につなげることを目的として、運行経路の部分的な見直しを図るものとする。

(今回追加)

法第4条許可による運行に移行することから、運行車両と併せて、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外認定の審議が同市地域公共交通協議会において必要となるため。

2 運賃、運行ダイヤ、運行ルート、運行車両

運賃については資料1及び資料2、運行ダイヤ・運行ルートについては資料3、運行車両については資料4及び資料5のとおり。

協議会での書面審議を経て、運行事業者の西条交通株式会社へ、資料6「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」を交付します。

- ・道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議がととのっていることの証明書（資料6）
- ・運賃（資料1及び資料2）
- ・運行ダイヤ、ルート（資料3）
- ・運行車両及び運行車両の移動円滑化基準適用除外認定
（資料4、資料5）